別表気象庁の部内部局の項中「人事企画官」を「人事企画官　防災企画室長」に改め、同部管区気象台の項中「情報システム管理官」を「情報システム管理官　海洋情報調整官　地震津波火山防災情報調整官」に改め、同部沖縄気象台の項中「気象防災情報調整官」を「気象防災情報調整官　地震津波火山防災情報調整官　海洋情報調整官」に改め、同部地方気象台の項中「総務課長」を「総務課長　業務・危機管理官　庁舎係長」に改め、同部海洋気象台の項を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「局長」を「局長　放射性物質汚染対処技術統括官」に改める。

別表備考第一項中「平成二十五年八月三十一日」を「平成二十五年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四十二号中「第五十五条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、「第五十六条第一号」の下に「（第十条に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第四十九号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　社団法人富山県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人富山県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人富山県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十五年十月一日

○国家公安委員会告示第五十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

○政治資金適正化委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三三二	初岡　俊博	二五、九、一〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一五一二	菊原　栄三	二五、九、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二三九六	谷澤　真輔	二五、一二、三	本人からの申請
二八六九	板崎　一雄	二五、五、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第四百七十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年十二月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　静岡県焼津市祢宜島358番地
ロジーニャ・カズエ・スギムラ　昭和44年2月27日生

住所　埼玉県川口市栄町2丁目1番11―1101号
李怡然　平成4年1月6日生

住所　埼玉県川口市弥平2丁目15番5号
✝皮熱登烏拉木　昭和63年5月25日生

第一号の表九号の項中「西伯郡大山町」を「東伯郡北栄町」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月二十一日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十二月二十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五六二	二五、一一、二九	田中　輝昭
四五六三	二五、一一、二九	城田　世純
四五六四	二五、一一、二九	國仲　勝則
四五六五	二五、一一、二九	平良みゆき
四五六六	二五、一一、二九	木村　聡
四五六七	二五、一一、二九	播間　匡広
四五六八	二五、一一、二九	比嘉　孝明
四五六九	二五、一一、二九	松浪　武久
四五七〇	二五、一一、二九	井上むつき
四五七一	二五、一一、二九	兼田　節子

住所　栃木県小山市城山町1丁目3番5号
金永鎮　昭和23年8月2日生
高吉南　昭和29年4月17日生
金真希　昭和59年5月1日生
金智英　昭和63年2月28日生
住所　栃木県小山市中央町1丁目3番23号
金英禧　昭和55年7月23日生
住所　千葉市中央区川戸町516番地13
ローリン・ヤブ　平成2年9月18日生
住所　広島市中区宝町1番7―903号
楊智超　平成7年10月17日生
住所　山梨県甲府市東光寺1616番地10
金玉琳　昭和52年1月6日生
住所　横浜市南区中里2丁目15番R―303号
マジッド・レザゴリザデ　昭和62年5月12日生